

パートタイム会計年度任用職員 相談員（教員資格あり）の募集について

1 試験区分、職種、勤務施設地、職務内容及び採用予定人数

(1) 試験区分：非正規職員（地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員）

(2) 職種、勤務施設、職務内容及び採用予定人数

職種	勤務施設	職務内容	採用予定人数
相談員 (教員資格あり)	今治市役所ネウボラ政策課 発達支援センター	発達に関する相談業務、小・中学校巡回相談等	1名

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、任用開始時期は、応募者の状況により変更することも可能です。

3 採用後の条件

(1) 勤務時間等：配属された勤務施設の開庁時間内において、1日7時間（週35時間）を基本とします。必要に応じて時間外勤務があります。休憩時間は1日60分です。

(2) 休日等：土曜日及び日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）、年次有給休暇が今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき付与されます。

(3) 給与等：初任給 月額194,010円（R8年度見込）※採用後の条件は改定することがあります。今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例に基づき基本給（月給）が支給されるほか、該当者に対しては、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等が支給されます。社会保険（健康保険、厚生年金及び雇用保険）が適用されます。

(4) その他：任期は、採用日から令和9年3月31日までとし、勤務成績良好により1会計年度ごとに再度の任用（更新）を行います。

4 受験資格

(1) 教員の資格を有する者で、特別支援学級/特別支援学校での5年以上の経験者又は、特別支援教育士の有資格者。年齢は問わないが、概ね65歳までの方。

(2) 受験資格を有する人であっても次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 今治市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員であって、第60条から63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験の方法

(1) 試験項目、内容

試験項目	内容
(1) 書類選考	人物の履歴や職歴等について書類選考を行います。
(2) 個別面接試験	主として人物の人柄や性格などについて面接を行います。

※「(1) 書類選考」を通過した方のみ、「(2) 個別面接試験」を実施します。

※上記試験項目のうち、一定の基準に満たない項目がある場合には合計得点にかかわらず不合格となります。

6 試験の日時及び場所

- (1) 試験日時：書類選考を通過した後、個別面接試験の日程をお知らせします。
- (2) 試験会場：今治市発達支援センター（今治市東門町5丁目840番地4）
- (3) その他：応募受付後、応募者に対し、採用試験に関する文書を送付します。

7 募集期間及び応募方法

- (1) 募集受付期間：令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）の執務時間内
※郵送によることも可とします。期間内に必着。郵送の場合は、封筒の表に「パートタイム募集申込み」と朱書きしてください。
- (2) 必要書類・提出先：「履歴書（写真貼付）」及び「該当する資格を有する証明書（写し）」を同封のうえ、今治市役所ネウボラ政策課へ提出してください。
- (3) 個人情報の取扱い：提出された書類は、合否にかかわらず返還しません。また、採用の資料とする以外の目的に使用しないとともに適切に管理いたします。
- (4) その他
この募集は令和8年度当初予算の成立を前提に実施するものです。そのため、当初予算案が可決成立しない場合は採用を行わない場合がありますので、予めご了承ください。

8 提出先及び問合せ先、所在地、電話番号

提出先	所在地	電話番号
こども未来部ネウボラ政策課	〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1553（直通）

問合せ先	所在地	電話番号
こども未来部ネウボラ政策課 発達支援センター	〒794-0033 今治市東門町5丁目840番地4	0898-22-2752（直通）